

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年神奈川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同項第2号中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第6条第1項中「第32条」を「第32条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。